


# 令和5年度

## 高島町危険空き家等除去事業補助金

補助内容	<p>危険空き家の除去費用の5分の2(上限60万円)を助成します。</p> <p>※危険空き家とは、住宅地区改良法施行規則に定める木造住宅の不良度測定基準の評点が100点以上の空き家等をいう。</p>
補助対象者	<p>町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 登記簿に記載されている空き家等の所有者。(ただし、所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する者)</p> <p>② 本町の固定資産税課税台帳に登録されている空家等の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人</p>
補助対象空き家等	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>① 個人が所有するもの</p> <p>② 公共事業等の補償の対象となっていないこと。</p> <p>③ 高島町空き家等条例第8条第2項に規定する勧告をうけたものでないこと。</p>
補助対象工事	<p>補助対象者が発注する補助対象空き家等の除去工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、一般建設業の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定により、登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事とする。</p>
補助金額	<p>事業に要する費用の5分の2</p> <p>上限60万円</p> <p>(1,000円未満切捨)</p> 

問い合わせ先 : 山形県高島町建設課 建築住宅係

☎0238-52-4481